令和元年7月21日(日)は、

参議院議員通常選挙

<u>の投票日</u>です!

沖縄県選挙管理員会

投票所:与那原町観光交流施設(与那原町字与那原 3179 番地)

時 間:午前7時00分から午後8時00分まで。

【投票できる方(選挙権)】

- ② 日本国民であること
- ② 平成 13 年 7 月 22 日までに生まれた方
- ③ 令和元年7月3日(基準日)時点で3カ月以上与那原町に在住している方
 - ※ 令和元年4月3日までに与那原町に転入届を行い、令和元年7月 3日までに引き続き住んでいる方

【町外転出者の方】

平成31年3月3日から4月3日の間に町外へ転出された方のうち、転出た市町村で選挙人名簿に登録されていない場合は、与那原町での投票となります。

4月4日以降に町外転出された方は与那原町での投票となります。該当者には投票入場券でお知らせします。また、県外及び県内離島に転出された場合で、選挙日当日投票所に来ることができない場合は、不在者投票となります。

期日前投票

第1期日前投票所

令和元年 7 月 5 日 (金) \sim 7 月 2 0 日 (土) $8:30\sim20:00$ まで 与那原町役場 1 階 社協会議室

第2期日前投票所

令和元年 7 月 1 2 日 (金) ~ 7 月 2 0 日 (土) 午後 2 時 0 0 分~午後 7 時 0 0 分 マリンプラザあがり浜 (ATMコーナー付近)

※<u>投票入場券の裏面「期日前投票宣誓書」に記入し</u>、来場されると投票が スムーズに行えます。

ハガキがご自宅に届いてない場合若しくは紛失した場合等で、お手元にない場合でも、選挙人名簿に登録されていることが確認されれば投票できますので、お問い合わせください。

与那原町選挙管理員会 ☎945-2201 (総務課内)

本人確認のため免許証等の身分証明書の提示を求める場合もござい ますのであらかじめご準備ください。

不在者投票

- ① 仕事や旅行などで滞在先での不在者投票
- ② 病院や老人ホームでの不在者投票
- ③ 郵便等による不在者投票

① 仕事や旅行などで滞在先での不在者投票

仕事や旅行などで、選挙期間中に名簿登録地以外の市町村に滞在している方は、滞在先の選挙管理委員会で不在者投票ができます。

- 滞在先の選挙管理委員会が選挙期間中でない場合は、勤務時間中となりますので注意してください。(各市区町村で異なります)
- ・ 投票用紙が投票した選挙管理委員会から与那原町選挙管理委員会へは郵送でのやりとりになりますので、日数に余裕をもってお早めに投票を 行うようにしてください。

■ 不在者投票の手順

1. 与那原町選挙管理委員会に、投票用紙等を郵送請求又は直接請求してください。



FAXや電子メールでの受付はできません。

〒901-1392 沖縄県島尻郡与那原町字上与那原 16 番地 電話 098-945-2201 (総務課内)

不在者投票請求書 宣誓書 (PDF)

- 2. 与那原町選挙管理委員会で選挙人名簿登録確認のうえ、投票用紙、投票用封筒 (内封筒・外封筒)、不在者投票証明書など書類一式が、郵送にて交付されます。
 - ※ 請求書に記載された住所宛て「速達」で送付します。
- 3. 郵送にて交付された書類を持って、滞在地の最寄りの市町村選挙管理 員会をお訪ねください。そこで不在者投票ができます。
- 4. 投票用紙は、滞在地の市町村選挙管理委員会から与那原町選挙管理委員会へ速達郵送にて返送されます。

投開票日の7月21日(日)までに本町に届かなければ無効となりますので、出来るだけ早い時期に投票していただくようお願いします。

② 病院・老人ホームでの不在者投票

令和元年 $7月5日(金)\sim20日(土)$

投票用紙等の請求は、入院・入所されている施設長がご本人に代わって 代理で与那原町選挙管理員会へ請求し、投票は施設長が管理する場所で 行います。入院先又は入所先施設に直接お問い合わせください。

指定施設一覧表 (PDF)

③ 郵便等による不在者投票

■ 要 件

身体障害者手帳や戦傷病者手帳を持っている方のうち一定の障がいの ある方や、介護保険の被保険者証を持っている方で要介護5の方は、自 宅等で郵便等による不在者投票ができます。

なお、今回初めて郵便投票をする場合は、予め「**郵便等投票証明書**」の 交付申請の手続きが必要です。同証明書の有効期限は7年間です(ただし、 要介護5の方については介護保険の被保険者証の有効期間に同じ)。

申請方法については、町選挙管理委員会へお問い合わせください。 与那原町選挙管理委員会 **☎**098-945-2201

郵便等投票証明書交付申請書 (PDF)

郵便等による不在者投票のできる選挙人			
障害者の区分	障害等の程度		
	両下肢、体幹、移動機能	1級又は2級	
身体障害者手帳	心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、	1級又は3級	
	直腸、小腸機能		
	免疫、肝臓機能	1級から3級	
	両下肢、体幹	特別項症から	
戦傷病者手帳		第2項症	
	心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、	特別項症から	
	直腸、小腸	第3項症	
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護 5	

上記に該当する方で、さらに次のいずれかに該当し、自書できない方は、 あらかじめ届け出た代理人が投票用紙に記載する「代理投票」による投票 ができます。

🕩 代理記載人が選挙人の指示する候補者名を記載しなかった等の場合には、 2年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処せられます。

障害者の区分	障害等の程度	
身体障害者手帳	上肢又は視覚	1級
戦傷病者手帳	上肢又は視覚	特別項症から第2項症

郵便等投票証明書交付申請書 (代理記載) (PDF)

■ 投票用紙等の請求

令和元年7月17日(水)午後5時00分まで

郵便等投票用紙等請求書 (PDF)

郵便等投票用紙等請求書 (代理記載用) (PDF)